

平成 29 年 10 月 27 日

各 位

会社名 グリー株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 田中 良和
(コード番号：3632 東証第一部)
問合せ先 取締役上級執行役員 秋山 仁
(TEL. 03-5770-9500)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 10 月 27 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 29 年 11 月 16 日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 1,270,600 株
(3) 処分価額	1 株につき 787 円
(4) 処分価額の総額	999,962,200 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口 2）
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 10 月 27 日開催の取締役会において、当社及び当社グループ従業員（以下「従業員」といいます。）に対して、中長期的な企業価値を高めることを目的として、株式付与 E S O P 信託（以下「E S O P 信託」といいます。）の導入を決議しております。（その概要につきましては、別途本日開示しております『株式付与 E S O P 信託』の導入に関するお知らせをご参照下さい）

本自己株式処分は、E S O P 信託の導入に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する株式付与 E S O P 信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 E S O P 信託口 2）に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分数量につきましては、株式付与規程に基づき信託期間中に従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.53%（小数点第 3 位を四捨五入、平成 29 年 6 月 30 日現在の総議決権個数 2,359,485 個に対する割合 0.54%）と小規模なものです。

当社としては、E S O P信託が従業員の中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気を高めるものであり、また、当社の企業価値向上に繋がるものと考えています。

本信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成29年11月13日（予定）
信託の期間	平成29年11月13日～平成31年12月30日（予定）
制度開始日	平成29年11月16日（予定）
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、E S O P信託の導入を目的としています。

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（平成29年10月26日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値である787円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

また、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間（平成29年9月27日から平成29年10月26日まで）の当社株式の終値の平均値である788円（円未満切捨て）に99.87%（乖離率 Δ 0.13%）を乗じた額であり、当該取締役会決議の直前3か月間（平成29年7月27日から平成29年10月26日まで）の終値の平均値である807円（円未満切捨て）に97.52%（乖離率 Δ 2.48%）を乗じた額であり、同直前6か月間（平成29年4月27日から平成29年10月26日）の終値の平均値である874円（円未満切捨て）に90.05%（乖離率 Δ 9.95%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員が、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上